

答弁書第四五号

内閣参質一七七第四五号

平成二十三年二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員山谷えり子君提出中国における海島保護法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出中国における海島保護法に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「領海法」の制定に関しては、当時の外務事務次官から駐日中国大使に対し、また、当時の在中国大使館公使から中国外交部担当処長に対し、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、中国の行為は極めて遺憾である旨の抗議を行った。これに対し、中国側からは、尖閣諸島は古来より中国の領土であり、日本政府の抗議は不必要なことである旨の応答があった。

二について

お尋ねの「堅牢な海上防衛の前線を築くこと」の趣旨が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、我が国の領土の保全及び海洋における我が国の主権的権利等の確保につき万全を期す考えである。

三について

御指摘の「海島保護法」においては、尖閣諸島への直接の言及があるわけではないが、同法の運用等に

関し一定の懸念があると考えている。